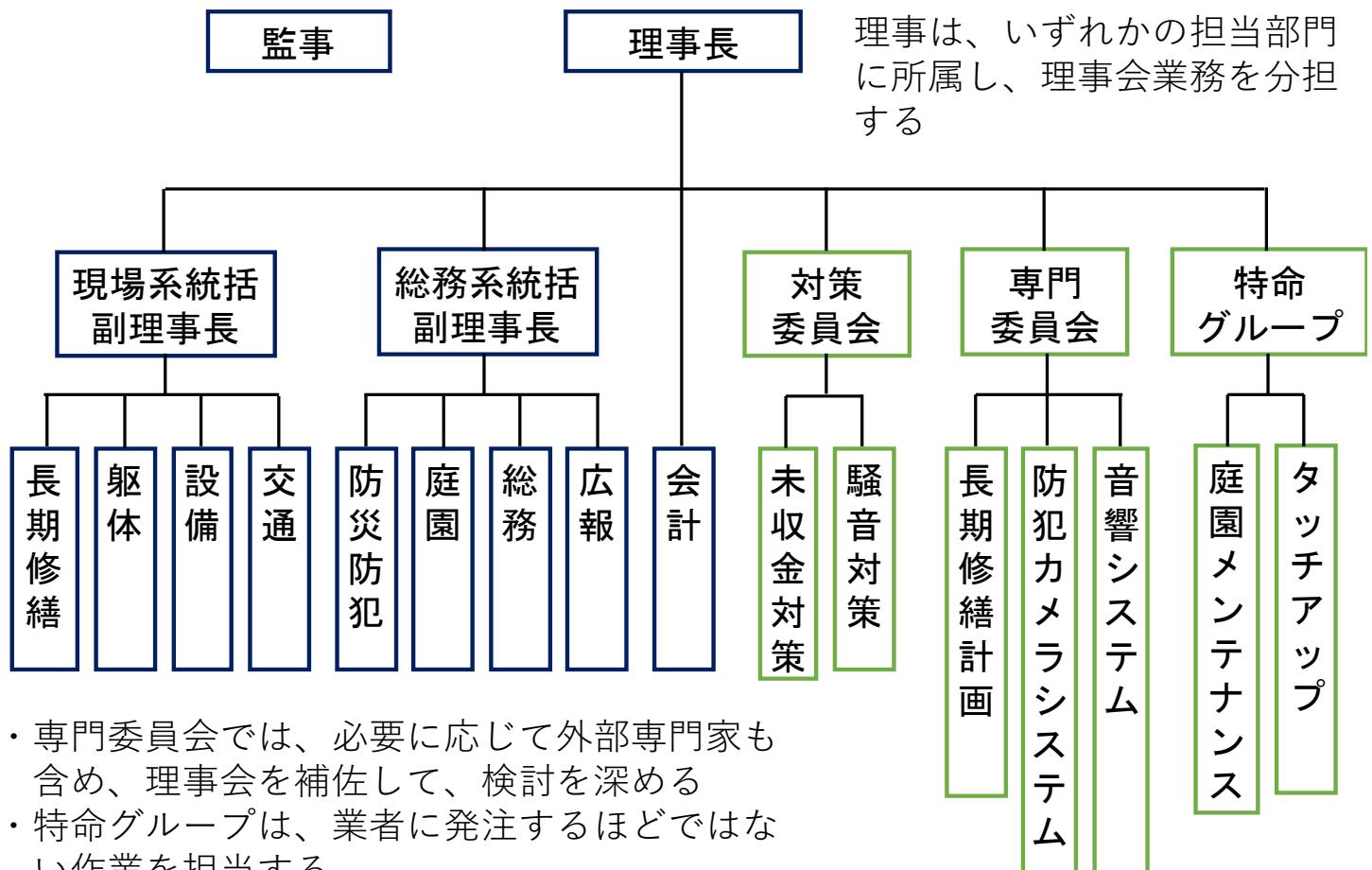
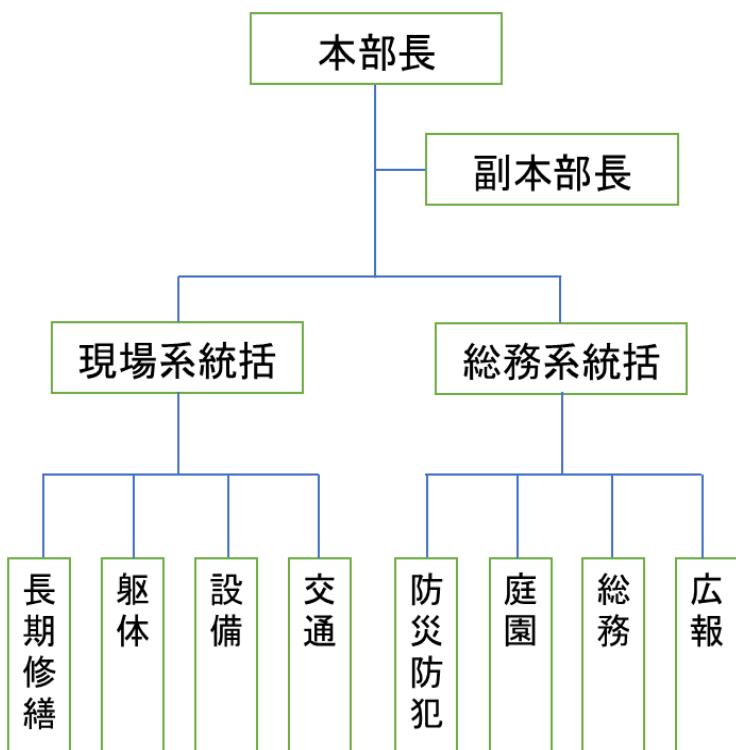


# 理事会運営図



## 災害対策本部（管理組合）



※震度5強以上の地震、又はそれに相当する災害が発生したら、理事長は災害対策本部を発足させる。災害対策本部の実務については、事前に規定化しておく

- 理事が執務出来て、理事会が機能している場合は、理事会が災害対策本部として、実務を担当する
- 理事が参加できない場合は、本部長が、駆けつけてきた住民の中から、対策委員を指名する
- 本部長は、理事長→副理事長→防災主担当の順で担当する